

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第一号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請書)</p> <p>第三条 漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号。以下「省令」という。）第六条の二の申請書には、同条の規定による記載事項のほか、漁港名及び立入り等の面積を記載しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。</p>	<p>(許可等の申請)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる許可若しくは認可を受け、又は協議をしようとする者は、当該各号に掲げる申請書又は協議書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 法第二十四条第一項後段（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可 土地（水面）立入（使用）許可申請書（様式第一号）</p> <p>二 法第三十七条第一項の規定による許可 漁港施設処分許可申請書（様式第二号）</p> <p>三 法第三十八条の規定による認可 漁港施設利用認可申請書（様式第三号）</p> <p>四 法第三十九条第一項の規定による工作物の建設又は改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）の許可 漁港区域内工作物建設（改良）許可申請書（様式第四号）</p> <p>五 法第三十九条第一項の規定による土砂の採取の許可 漁港区域内土砂採取許可申請書（様式第五号）</p> <p>六 法第三十九条第一項の規定による土地の掘削又は盛土の許可 漁港区域内土地掘削（盛土）許可申請書（様式第六号）</p> <p>七 法第三十九条第一項の規定による汚水の放流又は汚物の放棄の許可 漁港区域内汚水放流（汚物放棄）許可申請書（様式第七号）</p>

第四条 省令第十一条の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、漁港名及び漁港施設の処分後の処理に関する事項を記載しなければならぬ。

2 前項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。

(添付書類)

第五条 省令第六条の二、第十一条及び第十二条第一項の申請書並びに同条第二項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 略

三 前二号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

(一) 省令第六条の二の申請書にあつては、平面図

(二) 省令第十一条の申請書にあつては、事業計画説明書、設計書、平面図及び構造図

(三) 省令第十二条第一項の申請書(工作物の建設又は改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。))の許可に係るものに限る。)にあつては、事業計画説明書、設計書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(四) 省令第十二条第一項の申請書(土砂の採取の許可に係るものに限る。)にあつては、事業計画説明書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(五) 省令第十二条第一項の申請書(土地の掘削又は盛土の許可に係るものに限る。)にあつては、事業計画説明書、設計

七号)

八 法第三十九条第一項の規定による水面又は土地の占用の許可
漁港区域内水面(土地) 占用許可申請書(様式第八号)

九 法第三十九条第四項の規定による協議 漁港区域内制限行為
(占用) 協議書(様式第九号)

(添付書類)

第四条 前条

は、協議書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 略

三 前二号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

(一) 前条第一号の申請書には 平面図

(二) 前条第二号の申請書には 事業計画説明書、設計書、平面図及び構造図

(三) 前条第三号の申請書には平面図及び構造図
前条第四号の申請書には

事業計画説明書、設計書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(五) 前条第五号の申請書には

事業計画説明書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(六) 前条第六号の申請書には

事業計画説明書、設計

書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(六) 省令第十二条第一項の申請書（汚水の放流又は汚物の放棄の許可に係るものに限る。）にあつては、事業計画説明書、平面図、求積図（汚物放棄の場合に限る。）及び構造図（施設により放流又は放棄をする場合に限る。）

(七) 省令第十二条第一項の申請書（水面又は土地の占用の許可）にあつては、事業計画説明書、設計書、平面図、求積図、縦断面図、横断面図及び構造図

(八) 省令第十二条第二項の協議書にあつては、当該行為の区分に対応する(三)から(七)までに掲げる書類

(漁港施設の利用の認可の申請)

第六条 法第三十八条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 利用者の氏名

三 漁港名

四 漁港施設の名称、場所、構造及び機能

五 利用方法及び利用期間

六 使用料率及びその算定根拠

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図

二 公図の写し

三 平面図

四 構造図

書、平面図、求積図、縦断面図及び横断面図

(七) 前条第七号の申請書には、事業計画説明書、平面図、求積図（汚物放棄の場合）及び構造図（施設により放流又は放棄する場合）

(八) 前条第八号の申請書には、事業計画説明書、設計書、平面図、求積図、縦断面図、横断面図及び構造図

(九) 前条第九号の協議書には、当該行為の区分に対応する前号の書類

(許可等の有効期間等)

第七条 法第三十九条第一項の規定による許可の有効期間は、十年以内とする。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

2 法第三十九条第一項の規定による行為の許可を受けた者が、当該許可の有効期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の二十日前（許可の有効期間が一月以内の場合にあつては、五日前）までに、省令第十二条第一項の申請書を知事に提出しなければならない。

3 略

(届出)

第八条 法の規定により許可若しくは認可を受け、又は協議をした者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、それぞれ別に定める様式による届出書により七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一 当該許可、認可又は協議に係る行為を中止し、完了し、又は廃止したとき。

二 住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

様式第一号から様式第十一号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(許可等の有効期間等)

第五条 法第三十九条第一項の規定による許可の有効期間は、一年以内とする。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

2 法第三十九条第一項の規定による行為の許可を受けた者が、当該許可の有効期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の二十日前（許可の有効期間が一月以内の場合にあつては、五日前）までに、第三条に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

3 略

(届出)

第六条 法の規定により許可若しくは認可を受け、又は協議をした者は、次の各号の一に掲げる事由に該当するときは、それぞれ当該各号に定める届出書により七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一 当該許可、認可又は協議に係る行為を中止し、完了し、又は廃止したとき 行為完了(中止、廃止)届出書(様式第十号)

二 住所又は氏名若しくは名称を変更したとき 住所(氏名・名称)変更届出書(様式第十一号)